

社会福祉法人国見会

救護施設 東山荘



地域の中で地域住民と共に

自分らしくいきいきと

利用者の幸福追求と、その人らしい豊かな生活 を実現できるよう支援します。

東山荘は、様々な障害や事情を抱えており、日常生活を送る事が困難な方々が、健康で安心して生活できるよう支援を行う、生活保護法に基づく保護施設です。

- ①利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を測ります。
- ②多様な障害や課題を持つ利用者のニーズに応じたサービスを提供いたします。
- ③地域の社会資源におけるネットワークを構築し、地域社会に根ざした施設を目指します。



東館



本館



西館

定員：150名（東館・本館 100名 西館 50名）

東館 1F：女性31床（2人部屋：和室×10/洋室×4 3人部屋：和室×1室）喫煙可

本館 2F：男性39床（2人部屋：和室×13室/洋室×6室 1人部屋：洋室×1室）喫煙不可

本館 3F：男性39床（2人部屋：和室×7室/洋室×10室 4人部屋：洋室×1室

1人部屋：洋室×1室）喫煙可

対 象：自立～一部介助が必要な方

西館 1F：男女混合26床（4人部屋×2室/2人部屋×9室 ※全て洋室）喫煙不可

対 象：要介護2程度までの介護が必要な方

※24時間（夜勤）体制

西館 2F：男性24床（1人部屋 全室和室）喫煙可

対 象：将来的に自立を目指しており、身の回りの事を自身で行える方

※入所時点で自立を目指していない方も利用可能です。

【入所の要件】

生活保護を受給されている、18歳以上の方



思いやりを持ち、
自分らしく、
平穏な生活を送る



館内設備・グラウンド



生活の様子

利用者が生きがいのある生活を送ることができるように、希望に応じた買い物や作業、リハビリ、各種レクリエーション等を行っております。

また、毎週金曜日の選択食や季節の行事食、出張にぎり寿司、屋台ラーメンなど食事の楽しさを味わって頂くことができます。う、創意工夫をしております。



年間行事

- 春 ひな祭り/お花見/家族交流会
- 夏 七夕会/夏祭り/夏季帰省
- 秋 芋煮会/敬老会/収穫祭
- 冬 クリスマス会/餅つき大会
- 冬季帰省

その他、合同ショッピング、趣味活動等、様々な行事があります。

利用者がより充実した社会生活を送る事ができるように、その準備として施設内・地域清掃活動、受託作業を積極的に取り入れ、将来的な自立生活を意識した支援を行っております。

自立支援活動





地域交流ホール/会議室
地域のために開放しております。

【収容人数】

交流ホール：最大100名程度

本館会議室：25～30名程度

西館会議室：30名程度

ご利用の際は事前にお問合せ
下さい。



入所相談のイメージ

更生保護施設

更生緊急保護期間満了後の行き先がない方。

在宅生活

ADL低下、外出先での問題行動、金銭管理の課題、服薬管理の問題（OD・怠薬など）により在宅生活が維持できない方。

行政機関

(保護・障害)

担当する方の中で、救護施設への入所が必要な方。

※保護課は入所に関しての主たるコーディネーター。

自立訓練施設

(宿泊型)

ADL低下、外出先での問題行動、金銭管理の課題、服薬管理の問題（OD・怠薬など）により生活が維持できない方。

障害者相談

支援事業所

・障害福祉サービスでは支援が困難な方。

東山

単身生活の維持が困難だが、要介護認定区分が低く、十分なサービスが受けられない方。

地域包括支援
センター

グループ
ホーム

・ADL低下、外出先での問題行動、金銭管理の課題、服薬管理の問題（OD・怠薬など）により生活が維持できない方。

荘

シェルター

利用期間が満了するが、その後の行き先がない方。（DV被害者を含む）

病院

（精神科・一般）

- ・長期入院者（社会的入院）
- ・退院後の居所がない。あるいは入院前の生活に戻れる状態ではない方。

当施設では、多職種連携を重視し、包括的な支援によって地域社会に貢献することを目指しています。

※前提として、生活保護を受給していることが条件となります。

入所前後における金銭

入所前

○保護費（1ヶ月の基準生活費）

約110,000円

「在宅基準」として支払われる金額です。年金等の収入がある場合は、その不足分が保護費として支給されます。

※入所前の保護費の詳細については、保護課担当者にご確認ください。

○年金・その他の収入（受給している方）

収入認定され、その分の保護費を調整されるため、トータルの収入は変わりません。

保護費＋年金・その他収入＝基準生活費

（約110,000円）

入所後、通帳（キャッシュカード）・印鑑切に管理させて頂きます。ご自身で管理されてませんが、ご自身で計算したりする手間がなくなため、そういった点ではご安心いただけたらと思

の取り扱いについて

入所後

○保護費（1ヶ月の基準生活費）

約65,000円

入所後は1ヶ月の基準生活費が「施設基準」に変更となるため減額され、施設の生活費（食費・光熱水費・日用品費など）として保護課から直接施設に支払われます。「利用料」とお考え下さい。

※障害者加算がある場合、加算分は施設からご本人の口座に入金されます。

○年金・その他の収入（受給している方）

ご自身の口座に入金された後、上記金額の不足分を施設にお支払いいただきます。

※不足分を支払った上で余剰がある場合は、施設事務費に充てられます。こちらは生活保護法の規定によるものです。

・現金は当施設の金庫にて保管し、適きた方は少し窮屈に感じるかもしれませんが、金銭が不足したりすることもない
います。

※基準生活費の金額については変更となる場合があるため、
おおよその金額で記載しております。

ご入所までの流れ

実態調査

判定会議

体験準備

当施設

- ・ 必要事項の聞き取り
- ・ 案内資料の配布・説明

- ・ 体験利用の可否について判定
(結果は後日通知)
- ・ 体験利用日程調整

保護実施機関

関係機関

ご本人

ご家族

- ・ 情報提供書の提出
(家族関係・傷病・生活歴・加算・年金等)
- ・ 看護サマリーの提出
(入院中の場合)

※情報提供書は事前にご提出いただき、調査当日は関係者の同席をお願いいたします。

- ・ 必要書類の準備
- ・ 持ち物の準備
- ・ 健康診断
(各自でお受けください)

体験利用
判定会議

入所準備

入所

- ・ 体験利用手続き
- ・ 終了後の振り返り
- ・ 判定会議
(結果は後日通知)

- ・ 入所日程の調整
- ・ 居室の準備

- ・ 入所手続き

- ・ 必要書類の提出
(必要書類については別途ご案内)
- ・ 食事代・予備費の受領
(金額は事前にご案内いたします)

- ・ 現在お持ちの銀行口座の解約 (年金振込口座は解約不要)
- ・ 住所変更 (手帳・自立支援等含む)
- ・ 転居届 (郵便局)
- ・ 77銀行口座開設
(国見支店)
- ・ 各種精算 (公共料金・電話代等)

- ・ 入所手続き
(必要書類については別途ご案内)
- 【同席が必要な方】
- ・ 保護実施機関担当者
- ・ ご家族 (身元引受人)
- ・ 後見人 (保佐人・補助人)

※体験利用・入所についての詳細は、別途ご案内いたします。

また、施設ホームページ・公式Xでも情報をご確認いただけます。

社会福祉法人 国見会の実施事業

【基本理念】

国見会は地域に根ざした福祉拠点として、利用者の安心・安全・安定を保障するため多様な福祉サービスを総合的に提供できるよう創意工夫します。障がいの種別を問わず、一人ひとりが喜びや生きがいを感じ、自分らしく安心して暮らせる地域のセーフティネットとして機能することを運営の基本理念としております。

特別養護老人ホーム

国見苑



共同生活援助事業所

くにみの杜



くにみケアプランセンター



国見地域包括支援センター

就労継続支援B型くにみの風



社会福祉法人国見会 救護施設東山荘 公式X

〒981-0943 仙台市青葉区国見6丁目39-1

<https://twitter.com/touzansou6391>

TEL:022-233-0207 / FAX:022-233-1726

定期的に空き状況等を発信しています。

JR仙山線・国見駅より徒歩5分

※入所のご相談は福祉事務所を通してください。

